

(5) 追跡システム・接触確認アプリの利用

- クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」を利用する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録する。

8 イベントの開催自粛要請等（法第 24 条第 9 項）

【令和 3 年 4 月 25 日～令和 3 年 5 月 11 日】

- 催物・イベントは、原則、無観客開催を要請する（社会生活の維持に必要なものを除く）。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と QR コードの掲示を要請し、参加者等には「COCOA」の登録を要請する。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

【令和 3 年 5 月 12 日～令和 3 年 5 月 31 日】

- 人数上限 5,000 人、かつ、収容率 50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離(1m)を確保することを要請する。
- 21 時までの営業時間短縮を要請する。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断することを要請する。
- 地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。
- 「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と QR コードの掲示を要請し、参加者等には「COCOA」の登録を要請する。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

9 施設の使用制限等【令和 3 年 4 月 25 日～令和 3 年 5 月 31 日】

- 県全域への業種別ガイドライン遵守の徹底を要請する（法第 24 条第 9 項）。
- 飲食店等への休業要請・時短要請を行う（法第 45 条第 2 項に基づく）。
 - ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケ店及び利用者による酒類の持込みを認めている飲食店を含む）への休業要請
 - ・酒類及びカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）しない飲食店等への時短要請（5 時～20 時）

〈施設の種類〉

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）
遊興施設	遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等）(*1)のうち、食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗(*2)

※ 酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場についても、同様の内容を要請

(*1) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。